

## 令和元年9月定例会会議録

令和元年豊郷町議会9月定例会は、令和元年9月9日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	辻 本 勇
2 番	中 島 政 幸
3 番	村 岸 善 一
4 番	高 橋 彰
5 番	高 橋 直 子
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

議第33号	平成30年度財政健全化判断比率について
議第34号	平成30年度公営企業会計に係る資金不足比率について
議第35号	豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議第36号	豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第37号	豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
議第38号	豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
議第39号	豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
議第40号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議第41号	豊郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議第42号	豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議第43号	豊郷町税条例等の一部を改正する条例案
議第44号	豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案
議第45号	豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第46号	滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について
議第47号	滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて
議第48号	滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
議第49号	令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
議第50号	令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第51号	令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第52号	令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第53号	令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議第54号	令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）
議第55号	平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
議第56号	平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

- について
- 議第 57 号 平成 30 年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 58 号 平成 30 年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 59 号 平成 30 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 60 号 平成 30 年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 請願第 3 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書

**北川議長** 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけども、皆さんおそろいなので、これより令和元年9月、第3回豊郷町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、令和元年第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、よろしくようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市君、9番、西澤清正君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**北川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より30日までの22日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定により、令和元年5月から7月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承のほど願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承のほど願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付されているとおりですので、ご了承のほど、よろしくお願い致します。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。文教民生常任委員会、総務産業建設常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。

中島文教民生常任委員会委員長、報告願います。

中島文教民生

常任委員長 議長。

北川議長 中島委員長。

中島文教民生

常任委員長 皆さん、おはようございます。文教民生常任委員会研修報告をいたします。

去る6月27日、28日に岡山県奈義町、兵庫県多可町、太子町において、2常任委員会合同視察研修を行いました。このうち、27日に研修を行いました奈義町について報告をいたします。

奈義町は岡山県東北部に位置し、東は美作市、西は津山市、南は勝央町、北に国定公園の那岐山、滝山の連山の分水嶺を境として鳥取県智頭町と接している人口5,934人、世帯数2,491世帯の自然豊かな町です。

ここでは現在、合計特殊出生率（合計特殊出生率とは人口統計上の指標で、1人の女性が出生可能とされる15歳から49歳までに生む子供の平均を示す）出産祝金の実績、在宅育児手当等について研修を行いました。

まず初めになぎチャイルドホームの視察を行い、施設内にはつどいの広場「ちゅくしんぼ」として誰もが利用でき、子育てサポートは一時預かり「スマイル」は「お願い会員」と「まかせて会員」とで、家庭の事情による子供の一時的な預かり、自主保育「たけの子」では、自然との触れ合い、地域の人との交流を中心に活動されていました。

なぎチャイルドホームでは、0歳児から高齢者まで無料で利用でき、妊娠、出産、保育と切れ目のない支援をされていました。これらの総合的支援により、平成26年度の特出生率は2.81という驚異的な出生率となり、メディアでも取り上げられ、以降、合計特殊出生率2.0以上で推移しています。子育て支援と人口減少は一体のものと考え、若い世代の移住者を増やすために思い切った子育て支援施策を実施しています。

2日目は兵庫県多可町、太子町で研修を行いました。

多可町は兵庫県東播磨地域内陸部に位置し、東西13キロ、南北27キロ、総面積185.19平方メートルを有し、山林面積が約148キロ平方メートルで全体の79.8%を占め、宅地が2.8%、田畑が8.1%となっています。直線距離で神戸まで約45キロ、大阪まで70キロの距離であり、手すき和紙「杉原紙」や敬老の日、日本酒の山田錦の発祥地で、人口2万1,169人、世帯数7,554世帯の日本文化に深くかかわりを持った町です。

ここでは、高齢者福祉事業で「生活管理指導短期宿泊事業」等を研修し、基

本的な生活の欠如、対人関係の成立しない社会適応困難な高齢者に対し、短期間の宿泊により生活指導、支援などを実施されてきました。

太子町は兵庫県南西部、東播磨地域に位置する町で、揖保郡旧3町が龍野市と合併して「たつの市」になったため、揖保郡は太子町単独の町となり、東部及び南部は姫路市と、北部及び西部はたつの市とそれぞれ接しており、面積22.61キロ平方メートル、人口3万4,190人、世帯数1万3,572世帯、宮本武蔵出生の地、聖徳太子ゆかりの町です。

ここでは、子育て支援施策で子育て世帯包括支援センター「ひだまり」の概要や、教育と保育を一体的に行う「認定こども園」、乳幼児を持つ子育て家族が環境づくりを推進する子育て応援スペース「赤ちゃんのえき」など、子育て支援を実施され、妊娠期からの手続きや子供の健康、子育てに関するさまざまな支援体制や各種相談窓口、幼稚園、保育園、認定こども園への入園、子育てサークルなど子育てに役立つ情報を「子育て支援ガイド」として発行され、わかりやすく、活用しやすく工夫をされておりました。

子育て支援施策、待機児童、人口減少が進み、本町においても重要な課題であり、工夫を凝らした施策が必要と感じました。

以上、文教民生常任委員会の報告を終わります。

北川議長

ご苦労さまでした。

続きまして、西澤総務産業建設常任委員会委員長、報告願います。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

議長。

北川議長

西澤委員長。

西澤清正総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る6月27日、28日の両日にわたって、岡山県奈義町、兵庫県多可町、太子町におきまして、総務産業建設、文教民生常任委員会合同視察研修を行いました。総務産業建設常任委員会として、3町での研修報告を行います。

27日に研修を行った岡山県奈義町は、面積約69.52キロ平方メートル、人口は5,835人で県東北部に位置し、自然豊かな町で、町には自衛隊日本原駐屯地があります。また、平成24年には「子育て応援宣言」をされている町です。

今回、移住定住企業誘致についての研修を行いました。

まず、定住化に向けた住宅施策ですが、分譲地の整備、若者向けの賃貸住宅

として戸建てを21戸、定住促進住宅として集合住宅を60戸整備されています。戸建て、集合住宅ともに安価に借りることができることから、空きが出てもすぐに満室になるそうです。また、企業誘致に関しては工業団地を整備し、現在は完売となっています。

また、全ての行政施策を人口維持に向けて、「今後も現在の人口を維持し、町の活力と産業の力を保つ」ことを目標として、さまざまな施策を実施され、今では奈義町の取り組みを学ぶため、多くの自治体が研修に訪れています。

次に、28日に研修を行った兵庫県多可町。面積は約185.19キロ平方メートル、人口は2万701人で、平成17年11月に旧那賀町、旧加美町、旧八千代町の3町が合併して誕生した町です。東播磨地区の内陸部に位置し、周辺を中国山地の山々に囲まれた風光明媚な町です。多可町では、移住定住促進事業、新庁舎建設事業について研修を行いました。

移住定住促進事業では、定住コンシェルジュを委託し、行政だけではできない施策、移住者だからこそわかる移住希望者の気持ちに寄り添った事業を実施されています。移住者の不安の解消、実際に寝泊まりすることでわかる多可町について等、多岐にわたるサポートをされていました。また、移住者と地元住民の方との交流のきっかけをつくることで、移住されてからのコミュニティ造成の橋渡しもされていました。

新庁舎建設事業では、3町の合併から生まれた町であることから、町内に点在した行政サービスを1つに集約すること、耐震基準を満たしていない庁舎があるための建設でした。設計コンセプトを、多可町の誇りを活かし、未来を拓く「絆」と「和み」の庁舎づくり、全ての人に優しく、わかりやすい庁舎、恵まれた自然を生かした環境調和型の庁舎づくりとし、環境への配慮、防災の拠点となる施設、わかりやすいサービスの提供のための工夫、地元名産品等の使用など、さまざまな視点を取り入れられた庁舎となっていました。

最後に、太子町は面積約16.8キロ平方メートル、人口は1万3,589人で、播州平野が広がる西播磨地区の一角に位置し、JRや国道等の主要交通網がめぐっており、近畿各地、西日本各地への交通利便性がよく、阪神地区へのアクセスもよいことから、若年人口の割合が県内でも最も多く、高齢人口割合が最も低い町です。

太子町では、議会改革について研修を行いました。

夏季休業中に議場を開放し、自主学习室として利用する「スタディホール」は、平成27年に竣工した庁舎では議場が1階に設置され、開会時以外は多目的ホールとしての利用をされておりましたが、稼働率が低く、議場の有効かつ

として始められました。議場の有功活用はもちろんのこと、近い将来、町を担う子供たちに議会を身近なものと考えてもらうきっかけづくりもされており、町民からの反応も予想以上の好評であったとのことでした。

岡山県奈義町、兵庫県多可町、太子町それぞれが町村の現状を踏まえて、取り組みを行っておられました。今回研修させていただきましたことを今後の活動に生かしていきたいと思います。

以上、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

**北川議長**

ご苦労さまでした。

続きまして、村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

**村岸議会広報**

**常任委員長**

議長。

**北川議長**

村岸委員長。

**村岸議会広報**

**常任委員長**

それでは、議会広報常任委員会報告をいたします。

まず最初に、令和元年7月10日、11日に、令和元年度町村議会広報研修を受講いたしました。10日には全国町村議員会館において、講義で「議会広報紙のクリニック視点」と題して、1つ目、議会広報としての編集視点、中身といたしまして、議会の担う役割が紙面に訴求されているか、また、目指す広報紙の編集方針が住民に伝わる編集かなど、2つ目といたしまして、情報把握ができる紙面構成か、内容は、情報の集約化を図った紙面構成が施されているか、関連情報の検索が容易に図れる編集工夫が施されているかなど、3つ目は、住民に情報が伝わる編集か、中身といたしまして、紙面の情報が容易に伝わる編集か、議会情報は、賛否だけでなく議案内容が住民にわかる編集か、文章は短文で情報の理解を高めた読みやすい文章か、一般質問の紙面は、質問・答弁の要点を訴求した編集かなど、4つ目といたしまして、住民に情報が伝わる紙面表現か、中身といたしまして、情報区分が伝わる紙面表現が施されているか、視線の誘導を考慮した紙面表現か、また、読みやすい紙面表現か、目移りする紙面表現ではないか、などについて講義を受け、続いて今回は、我々の広報紙のクリニックはありませんでしたが、11町村の広報紙のクリニックがあり、いろいろ指摘があり、大変参考になりました。

続きまして、11日には総務省大臣官房広報室、広報報道専門官の茂原さんより「優良事例にみる議会広報のあり方」についての研修を受け、意見交換をいたしました。また、野村ホールディングス株式会社のグループ広報部長、林さん、企画課長代理の弘田さん、秘書室課長の川口さんより、広報戦略につい

ていろいろお話を聞き、参考となりました。今後、広報紙の作成に生かしていきたいと思えます。

続きまして、6月7日に第1回目の広報常任委員会を開催し、議会だより第78号の発行日や、今後の日程及び各担当の再確認を行いました。

6月25日に第2回目の広報委員会を開催し、表紙の写真、構成、裏表紙等の確認などを行い、その後、広報研修について話し合いをしました。

7月8日に第3回目の広報委員会を開催し、一般質問や議決等の内容の確認を行いました。

7月22日に第4回目の広報委員会を開催し、レイアウトや表紙の写真、記事と写真の整合性、タイトルと文章のつながり、誤字脱字のチェックなどを行いました。

7月30日に第5回目の広報委員会を開催し、ページごとに最終チェックを行い、次号の開催日等を決めました。また今回、がんばってま〜すコーナーにご協力いただいた三ツ池の山田トメ様、ありがとうございました。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

**北川議長**

ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第33号平成30年度財政健全化判断比率について及び日程第7、議第34号平成30年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して町長より報告を求めます。

**伊藤町長**

議長。

**北川議長**

町長。

**伊藤町長**

改めまして、皆さん、おはようございます。

提案説明の前に一言御礼を申し上げます。本日、令和元年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私何かとご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しても、厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には平成30年度豊郷町一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算認定案件6件、令和元年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計等の補正予算案件6件、その他議案16件の計28件の議案を提案させていただきます。

それでは、議第33号平成30年度財政健全化判断比率について及び議第34号平成30年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを、地方公共

団体への財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により議会に報告をするものであります。

議第33号財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については、一般会計等の赤字等があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、平成30年度決算は実質赤字額が生じていないため、数値があらわれておりません。連結実質赤字比率については一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と、公営企業会計の資金不足額を超えた額を標準財政規模で除したものであります。平成30年度決算は赤字額及び資金不足が生じないため数値があらわれていません。実質公債費比率については平成17年度決算から公表しており、28年度は1.0%、29年度は0.6%、平成30年度は0.3%であります。この比率は単年度だけではなく、平成28年度から平成30年度までの3カ年平均の数値であります。将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財産需要額、歳入見込額の合計が将来負担額を上回っているため数値があらわれていません。

次に、議第34号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事業会計については資金不足が生じないため、数値があらわれていません。

以上、報告いたします。どうぞよろしく申し上げます。

北川議長

ありがとうございます。これで報告を終わります。

日程第8、議第35号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

北川議長

町長。

伊藤町長

議第35号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、豊郷町教育委員会教育長として、豊郷町の教育振興にご尽力いただいております堤清司氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。堤氏につきましては昭和54年4月1日から平成26年度末まで小学校教諭として勤務され、その間には豊郷小学校や日栄小学校においても教諭として、また、学

校長として豊郷町の学校教育に携わってこられました。そしてまた、平成27年度からは豊郷町子育て支援センターのセンター長として、子育て中の保護者の方々への相談・支援等、豊郷町の子供たちの指導・育成にご尽力いただいたことから、議会の皆さん方のご同意を賜り、平成28年10月から教育長として就任をいただき、1期3年を誠実に努めていただきました。

こうしたことから堤氏には人望も厚く、これからの豊郷町の教育行政を一層推進していく上でも教育長として適任者だと考えますことから、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会の同意を賜りたいと存じます。

なお、同法第5条第1項により、委員の任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間であります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認めます、討論を終結いたします。

これより、議第35号豊郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第35号は同意することに決定いたしました。

日程第9、議第36号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第36号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。豊郷町教育委員としてを豊郷町の教育振興にご尽力いただいております嶋村恵美さんが、本年9月30日の任期満了をもって退任されますことから、新たに大字八町666番地、村西貴美子さん、昭和29年8

月 5 日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項に基づいて議会の同意を求めるものでございます。

村西さんにつきましては、長年彦根市にて保育士としてご尽力されており、平成 19 年 4 月からは彦根市立西保育園で園長に、また、平成 21 年 4 月からは彦根市立東保育園で園長をされ、平成 23 年 3 月末で保育士を退職されるまで、幼児教育に情熱を持って取り組んでこられました。こうしたことから、今後豊郷町の教育行政を一層進めるためにも、村西さんの豊富な経験と熱意を生かしていただきたく教育委員に任命するものでございます。

なお、同法第 5 条第 1 項により、委員の任期は令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 4 年間でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 36 号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第 36 号は同意することに決定されました。

日程第 10、議第 37 号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 12、議第 39 号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第 37 号から議第 39 号の豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてをご説明申し上げます。

豊郷町職員懲戒審査委員の任期満了により、引き続き次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規定第 16 条第 5 項の規定により議会の同意を求めるものであります。議第 37 号、藤野吉忠さん、議第 38 号、生駒英司さん、議第 39

号、堤清司さんの以上3名を引き続いて任命するものであります。なお、経歴につきましては別紙のとおりでございます。また、任期は本年10月1日から2年間でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。  
議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。  
これより、議第37号の討論を行います。  
討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第37号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第37号は同意することに決定されました。  
これより、議第38号の討論を行います。  
討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第38号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第38号は同意することに決定されました。  
これより、議第39号の討論を行います。  
討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議第39号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

北川議長 起立多数であります。よって、議第39号は同意することに決定いたしました。

日程第13、議第40号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
ついてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第40号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご  
説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております高橋文子さんの任期が、  
今年の12月31日をもって任期満了となりますが、高橋さんは今期で退任さ  
れることとなりましたので、その後任として、日栄小学校評議員なども務めら  
れ、教育及び地域活動へも積極的に参加されておられます宮川芳恵さん、豊郷  
町大字吉田1480番地5、昭和44年8月22日生まれをご推薦いたしたく、  
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでござい  
ます。なお、任期は令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3カ年  
でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

議 員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第40号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
ついてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第40号は推薦案に同意することに決定  
いたしました。

日程第14、議第41号豊郷町災害弔慰金の支給等に関する条例案を議題と  
いたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

**伊藤町長** 議第41号豊郷町災害弔慰金の支給等に関する条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、本年度災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、豊郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、第14条の見出し中「利率」を「保証人および利率」に改め、保証人を付さない場合も貸し付けを可能とし、利率3%を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は利率を1%に改めるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**北川議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

**議員** なし。

**北川議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第41号豊郷町災害弔慰金の支給等に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

**議員** (起立、全員)

**北川議長** 全員起立であります。よって、議第41号は原案どおり可決されました。

日程第15、議第42号豊郷町職員の給与に関する条例案の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 町長。

**伊藤町長** 議第42号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正については、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い改正するものでございます。

成年後見人利用者であろうという理由で、一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて、個別的、実質的な審査を行う仕組みへと見直すものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第42号豊郷町職員の給与に関する条例案の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第16、議第43号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第43号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月に公布されたことによる、豊郷町税条例等の一部を改正するものでございます。

令和元年10月1日施行の主な改正としては、軽自動車税の環境性能割の導入に伴い、軽自動車税の種別が、種別割、環境性能割と2種類に分かれることによる、納税義務者、課税、徴収などの関係条文の改正、たばこ税の課税標準の改正、法人税割の税率改正等であり、令和2年1月1日以降施行の主な改正としては、個人住民税の申告、非課税範囲の追加、引き上げ等に伴う条文改正、たばこ税の課税標準、税率の見直しに伴う関係条文の改正をするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 質疑を行います。

今、提案説明にもありましたが、現在の法人税率が100分の11.4ですが、これが改正されますと法人税割の税率が100分の7.7と、4.0%法人税割が減になるわけですが、これにより、町の法人税の収入減がどれぐらい見込まれるのか説明をお願いしたいと思います。今日、定かでなければ予算決算委員

会でもいいんですが、説明をお願いします。

税務課長 議長。

北川議長 中山税務課長。

税務課長 鈴木議員の質疑についてお答えいたします。

法人税割につきましては、先ほどお話があったとおり7.7%という形になりまして、3.7%の減となっております。税額としましては、法人税としまして、今年度、30年度の割合で比率を出さしてもらいましたら、約1,240万円ほど下がることになっております。ただし、今回説明させてもらいましたように道府県民税の割合の方も下がります、実質税率としては下がらないんですが、下がった分につきましては交付金の方で補填される法律となっておりますので、あわせて説明させていただきます。

北川議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第43号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第17、議第44号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第44号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から、申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏、過去に消失した氏であって、その方の戸籍または除かれた戸籍に記載または記録がされているものを現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなりました。これに伴い、住民票や個人番号カードのほかに、印鑑登録証明書にも旧氏を併記することになり、本条例の改正が必要となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

北川議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第44号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第18、議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本改正につきましては、国が定める特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する法律を踏まえ、本町でも条例を制定しております。このたび国の省令が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、内閣府令第8号改正によるもので、幼児教育、保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更についてでございます。幼児教育、保育の無償化に伴い、2号認定こども、これは3歳以上の保育園児等でございますが、主食の提供に要する費用に加えて、副食の提供に要する費用についても、保護者から支払いを受けることができる費用とされたものであります。ただし、3歳以上の子供のうち、世帯の市町村民税所得割合算額が1号認定こどもの幼稚園児は7万7,101円、2号認定こどもの保育園児等は5万7,700円、ただし、ひとり親世帯などは7万7,101円未満世帯の子供の副食費は免除となります。また、3歳以上の子供のうち、就学前の子供または小学3年生までの子供が同一世帯に3人以上いる場合に、小学3年生までの子供で、上から3番目以降の幼稚園児及び就学前の子供で、上から3番目以降の保育園児等についても同様の取り扱いであります。あわせて

用語の整理を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**北川議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第45号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**北川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第19、議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更についてから、日程第21、議第48号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**北川議長** 町長。

**伊藤町長** 議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更について、議第47号滋賀県市町村交通災害協組合を解散することについて、議第48号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更についてご説明申し上げます。滋賀県市町村交通災害共済組合事業につきましては、平成29年度の加入募集を最後に廃止されたところであり、今回、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に向けて、規約の一部改正を行うため、議決を得るものであります。

続きまして、議第47号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて、ご説明申し上げます。滋賀県市町村交通災害共済事業につきましては、先ほども申し上げましたが、平成29年度の加入募集を最後に廃止されたところですが、今回、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散を行うため、議決を得るものであります。

続きまして、議第48号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処

分についてご説明申し上げます。滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財政処分を行うため議決を得るものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北川議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。  
議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第46号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第46号は原案どおり可決されました。

これより、議第47号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第47号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第47号は原案どおり可決されました。

これより、議第48号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

北川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第48号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

北川議長 全員起立であります。よって、議第48号は原案どおり可決されました。

日程第22、議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第3号)から、

日程第 27、議第 54 号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 町長。

伊藤町長 議第 49 号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第 3 号）から、議第 54 号豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの各会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第 49 号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 7,772 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 52 億 3,723 万 6,000 円とするものでございます。歳入では地方特例交付金 409 万円、地方交付税 4,015 万 3,000 円、分担金及び負担金 6 万 6,000 円、使用料及び手数料 1 万円、国庫支出金 1,478 万 9,000 円、県支出金 324 万 2,000 円、財産収入 184 万 7,000 円、繰入金 1 億 2,200 万 7,000 円、繰越金 9,426 万 3,000 円、諸収入 114 万 8,000 円、町債 3 億 9,610 万 8,000 円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費 6 億 602 万 3,000 円、民生費 2,941 万 4,000 円、衛生費 20 万 8,000 円、農林水産業費 39 万 8,000 円、商工費 4 万 4,000 円、土木費 3,609 万 2,000 円、消防費 17 万 1,000 円、教育費 537 万 3,000 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 9 ページ、款 9 地方交付税 4,015 万 3,000 円の増額につきましては、7 月 23 日付の普通交付税の額の決定についての県通知に基づき増額を行うものであります。

次に 13 ページ、款 17 繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして、1 億 2,627 万 9,000 円の増額を行うものであります。同じく 13 ページ、款 18 繰越金、項 1 繰越金 9,426 万 3,000 円の増額につきましては、平成 30 年度からの繰越金を 1 億 3,426 万 3,000 円とするものであります。また、14 ページ、款 20 町債、項 2 土木債 3 億 9,800 万円は庁舎建てかえ工事に係る起債によるものであります。

次に歳出では、15 ページ款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、節 15 工事請負費 5 億 2,452 万 6,000 円は、庁舎建てかえ工事によるも

のであります。目12財政調整基金費、節25積立金は、平成30年度一般会計繰越金1億3,426万2,867円の2分の1相当額6,713万2,000円を財政調整基金に積み立てを行うものであります。

16ページ款3民生費、項1社会福祉費、目12障害福祉費1,133万7,000円につきましては、障害児通所給付費の増によるものでございます。

17ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の節15工事請負費2,703万5,000円は、字要望道路整備事業費及び町道道路整備事業費、また、交通安全施設整備事業を計上したところでございます。

次に、議第50号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ897万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ8億2,700万5,000円とするものでございます。歳入では繰入金84万円、繰越金275万2,000円、諸収入538万5,000円を追加するものであります。次に歳出では保険給付費146万1,000円、基金積立金189万8,000円、諸支出金561万8,000円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では6ページ款5繰入金、項1一般会計繰入金84万円の増額につきましては出産数の増加見込みに伴うものであり、また、款6繰越金、項1繰越金275万2,000円の増額につきましては平成30年度からの繰り越しによるものであり、款7諸収入、項2雑入538万5,000円の増額につきましては、平成31年2月分、診療費の保険給付費を概算により国保連合会に支払いを行ったため、翌年度清算による返還金が生じたことによるものであります。

次に、歳出では7ページ、款2保険給付費、項4出産育児諸費126万1,000円、項5葬祭費20万円の増額につきましては、それぞれ件数の増加見込みによる増額であります。また、款5基金積立金、項1基金積立金189万8,000円の増額につきましては、平成30年度繰越金からの積み立てであります。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金561万8,000円の増額につきましては遡及による保険税の還付金の増及び平成31年度2月分診療費の保険給付費分の普通交付金の概算により、県から交付を受けたため、翌年度清算に伴う普通交付金の返還金であります。

次に、議第51号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ283万7,000円を追

加し、歳入歳出予算総額を3億2,999万5,000円とするもので、歳入の内訳では基金繰入金283万7,000円を増額するものであり、歳出の内訳では公共事業下水道費283万7,000円を増額するものであります。

主な内容は、当初設計額に対して7月以降の人件費及び資材費等の高騰に伴う総合地震対策工事費及びマンホールポンプ設備更新工事費の不足により増額するものであります。

次に、議第52号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,473万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ7億2,936万8,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金40万7,000円、支払基金交付金6,000円、県支出金23万3,000円、繰入金6万6,000円、繰越金1,402万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費6万6,000円、基金積立金583万9,000円、諸支出金883万1,000円を追加するものであります。補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金40万7,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金6,000円及び6ページ5、県支出金に県補助金23万3,000円の増額につきまして、それぞれ平成30年度実績額の確定に伴います追加交付によるものでございます。また、款7繰入金、項1一般会計繰入金6万6,000円の増額につきましては、第8期介護保険事業計画策定に伴います策定委員報酬分の増額によるものであります。款8繰越金、項1繰越金1,402万4,000円の増額につきましては平成30年度からの繰り越しによるものであります。

次に、歳出では8ページ、款1総務費、項6事業計画策定費6万6,000円の増額につきましては、第8期介護保険事業計画策定に伴います策定委員報酬の増額によるものであります。また、款4基金積立金、項1基金積立金費583万9,000円の増額につきましては、平成30年度繰越金からの積み立てであります。款5諸支出金、項1返還金及び還付加算金883万1,000円の増額につきましては、過年度第1号被保険者保険還付金の増及び平成30年度実績額の確定に伴います国庫支出金等に係る返還金によるものであります。

次に、議第53号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ589万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,785万3,000円とするものでござい

ます。歳入では後期高齢者医療保険料 5 8 9 万 3, 0 0 0 円を追加するものであり、次に歳出では後期高齢者医療広域連合納付金 5 8 9 万 3, 0 0 0 円を追加するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料 5 8 9 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、本算定に伴う増額等であります。歳出では 6 ページ、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 5 8 9 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、保険料の増額に伴います保険料分の広域連合納付金の増額によるものであります。

次に、議第 5 4 号令和元年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

第 2 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額 1 万 6, 0 0 0 円を増額し、収入総額を 2 億 1, 0 2 0 万 3, 0 0 0 円とするもので、第 3 条記載の資本的支出の予定額は既定の支出額 3 2 4 万 2, 0 0 0 円を増額し、支出総額を 1 億 2, 9 4 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。収益的収入の内訳では営業外収益 1 万 6, 0 0 0 円を増額し、資本的支出の内訳では建設改良費 3 2 4 万 2, 0 0 0 円を増額するものであります。

主な内容は消費税及び地方消費税の確定申告前に伴う還付加算金を増額し、支出では北部浄水場排水池屋上防水改修工事を行うものであります。

以上、議第 4 9 号から議第 5 4 号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**北川議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。  
**高橋直子議員** 議長。

**北川議長** 高橋直子議員。

**高橋直子議員** それでは、議第 4 9 号、一般会計補正予算についてお尋ねします。

まず、庁舎建設事業の債務負担行為、1 3 億 2, 4 2 9 万 5, 0 0 0 円がここに数字として出てきましたけれども、これの算定根拠、また、つい最近、全協に実施設計の、あれはまだ基本設計の段階の図かと思うんですけども、それはいつ発注されて、いつ受け取られたのか。

というのは、この 1 3 億円が、私たちの判断基準としていかなものかというのが、まだ詳しくはわかりません、今の時点で。それでこの根拠をお願いいたします。

続きまして、1 1 ページの児童福祉費補助金。保育対策総合支援事業とありますけれども、これの具体的な内容を説明してください。また、子供子育て支

援の交付金、これも説明をお願いいたします。

12ページの財産売払収入ですけれども、町有地売り払いの収入が上がっています。どこの部分かというのをお願いします。そして、このような形の残地で、まだ、町の財産が売れていない件数なり面積を説明してください、この時点での。

そして13ページです。豊郷小学校旧校舎管理基金繰入金が上がっていますが、どのような内容なのか。そして次にふるさと応援寄付基金繰入金、これの説明もお願いいたします。

14ページです。保育園給食費（現年度）分として上がっていますが、下の幼稚園の給食費含めて、現時点でこの補正予算の時点でどのような見直しになっているのかを説明してください。

15ページです。財産管理費で工事請負費（施設整備費）が上がっております。この具体的な内容を説明していただきたいと思います。次の電子計算管理費、中間サーバープラットフォームなどという聞きなれない言葉があるんですけども、この事業の内容を説明してください。

16ページの国民健康保険費です。出産育児一時金分、これがこの時点で何人分になって、トータル何人分になったかを報告してください。

17ページにいきます。愛里保育園の施設費設計委託料が上がっています。具体的な内容を説明してください。児童館費も施設整備費として工事請負費が上がっていますが、内容の説明をお願いします。それから土木費です。県道改築事業負担金、また字要望道路整備事業について、具体的に場所とか、説明をお願いいたします。

それから18ページですけれども、交通安全施設整備事業が上がっています。これは字要望なのか、個人さんの要望等が実ったのか、よろしくをお願いします。その下の住宅費の工事請負費、また、修繕料が上がっています。説明をお願いします。

18ページです。豊郷小学校の管理費で設計委託料、日栄小学校も管理費で設計委託料が上がっています。内容の説明をお願いします。豊栄のさと施設費、修繕料が上がっています。これも、どこをなさるのかをお願いします。また、スポーツ公園の施設費も修繕料が上がっています。以上、49号については、以上をお願いします。

続きまして、52号いきます。8ページです。介護保険事業計画策定委員報酬とありますけれども、委員の報酬何人分に当たるのかとか、今、補正で上がったのは、全く見込んでいなかったのが急に上がったのかどうか、そして委員

さんの具体的な活躍ぶりなどが、報告いただきたいと思います。介護の給付の関係は、先ほど繰り越し分とお聞きしましたが、私のこのメモで間違っていないか、よろしく申し上げます。医療報酬支払い、介護給付金、交付金、返還金というのはこのような形でたびたび行われるのかどうかを説明してください。

続きまして53号です。後期高齢者医療広域連合納付金とありますけれども、本算定でこのような数値が上がったということですが、これは何人分ぐらいに当たるのかを教えてください。

54号です。2ページの北部浄水場排水池屋上防水工事ですが、これもどのような工事をなされるのか説明してください。

以上です。

総務課長

議長。

北川議長

北川総務課長。

総務課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、5ページ、債務負担行為の補正でございます。庁舎建てかえ事業の13億2,429万5,000円につきましては、全協でも申し上げましたけれども、13億1,131万5,000円の工事費と、管理費1,298万円の合計額でございます。

続きまして、13ページでございます。13ページの豊郷町小学校旧校舎管理基金繰入金ならびにふるさと応援寄附金繰入金の減額につきましては、これは財源更正の組みかえを行ったものでございますので、まず、豊郷小学校の管理基金の繰入金の部分につきましては18ページ、教育総務費のところでは事務局費を一般財源に組みかえたことからのものでございまして、ふるさと応援寄附金の部分でございますが、これは17ページでございます。17ページの衛生費の分で財源を振りかえたものでございます。

15ページの工事請負費のところでございます。この部分につきましては13億1,131万5,000円の4割、40%を計上させていただいたものでございます。設計については実施設計でございます。また、今までの議会でいろいろとご説明を申し上げてまいりまして、12月議会で大枠を説明させていただいておりますし、その流れで6月議会にも設計を今後しておくという部分、まだ十分、議員の皆様からも身の丈に応じた庁舎になるようにということで、再度、最終の実績をしたところ、この金額を算出したところがございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育次長

議長。

北川議長 馬場次長。  
教育次長 それでは、私の方から9月補正予算の歳入の部、11ページ、3-2-2の児童福祉費補助金49万2,000円について、まずご説明をさせていただきます。こちらにつきましては保育対策総合支援事業補助金と申しまして、遠方の保育士等に対する宿舍借り上げ支援を実施するために要した補助金でございます。21万9,000円につきましては子ども・子育て支援事業交付金で、短時間認定児童の延長保育の利用増によるものでございます。

次、14ページの19-5-3-1愛里保育園の保育園給食費と幼稚園の給食費につきましては、保育料の無償化により副食費を徴収するということになっております。それで、保育園につきましては360万円以上で免除の対象とならない方、一応、今現在では40名ほどをつかんでおります。幼稚園につきましては、今現在給食費を徴収しております。この無償化に伴いまして免除になる方も出てきます。その人数はおおよそ20名ぐらいをつかんでおります。

また、歳出の部で17、18ページにあります委託料でございますけれども、こちらにつきましては防犯カメラ設置管理委託料でございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

北川議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、5番高橋議員のご質疑にお答えをします。

私の方は15ページの歳出、総務費、1総務管理費の11電算管理費の19、中間サーバープラットフォームとは何ぞやということございましたけれども、これにつきましては、マイナンバーを使用する際に全国の市町村がネットワークを維持するのに中間サーバーというのを置いていまして、それに対する負担金ということになっています。

以上です。

人権政策課長 議長。

北川議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

人権政策課ということで、17ページ児童館費の898万7,000円でございます。昨年、台風21号で瓦が一部破損しました。その間、大屋根をすることで修繕の委託を出させていただいたところ898万7,000円が必要だということでございます。児童館につきましては32年経過しております。

続きまして18ページ、維持補修費及び防犯カメラ設置工事につきましては、維持補修費といたしましては町有地の舗装工事でございます。防犯カメラの設

置工事につきましては宮ノ西団地の駐車場におきまして防犯カメラを設置する予定でございます。

同じく18ページの改良住宅修繕費、404万5,000円でございますが、当初予算700万円に対しまして、今現在支出累計が550万でございます。この分でいきますと支出見込みが1,100万円という形になりますので、補正を400万円上げさせていただいた形でございます。

以上です。

地域整備課長

議長。

北川議長

山田地域整備課長。

地域整備課長

5番、高橋議員の質疑にお答えいたします。

17ページ、8土木費、1道路維持費の19県道改築事業負担金なんですけれども、場所については安食西八目線の四十九院の工事、豊郷停車場線の八目の工区でございます。

次に、15の工事請負費の字要望道路整備事業費なんですけれども、この部分につきましては沢の要望の里道の部分です。

続きまして18ページ、交通安全施設整備事業なんですけれども、これは字要望なのか個人が言っている要望なのかという件なんですけれども、どちらでもなくて、パトライトの工事3基を見ております。

以上です。

医療保険課長

議長。

北川議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは高橋直子議員のご質疑にお答えいたします。

まず、議第49号、一般会計補正予算の16ページ、出産育児一時金の部分につきましては、当初予算で9名を見込んでおったところ、現状3名なんですけれども、今後出産の方が増加する見込みということで12名を見込んでおる分の増額となっております。

続きまして議第52号、介護保険事業特別会計補正予算の歳出8ページ、介護保険事業計画策定委員の報酬につきましては、第7期の計画策定の際は、最終年度の計画策定だけ策定委員さんを見込んでいたんですけれども、今回、第8基の計画策定に伴いますアンケートを今年度を実施しますので、アンケートの内容審議等につきましても、計画策定委員さんのご意見を反映させていただきたいという部分で、今年度追加で補正をするものでございます。人数につきましては6名分となっております。1回の5,500円の6名掛ける2回分で6万6,000円を計上しております。

続きまして、款4の介護給付費準備基金の積立金につきましては繰越金を財源といたしております。

続きまして、款5諸支出金の診療報酬支払基金の介護給付費の返還金につきましても、申請を行いまして、交付金の申請の確定後に給付の方が減りますと、当然返還の方が出てきますので、これは年度に応じて追加で翌年度の清算の交付がある場合もありますし、今回のように返還する場合もありますので、ご了承の方よろしくお願ひします。

続きまして、議第53号後期高齢者医療特別会計補正予算の歳出6ページの広域負担の、後期高齢者の人数ということですが、909名でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

社会教育課長 議長。

北川議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は19ページになります。豊栄のさとの修繕料のどこかという質問ですが、修繕料につきましては1点目、さと厨房系の排風機の更新ということで、こちらにつきましては経年劣化に伴い交換するものでございます。あと1点につきましては非常用照明器具の修繕ということで、こちらにつきましては停電したときにつく照明なんですけれども、こちらの方がほぼほぼ切れているので修繕していきたいなと思っております。スポーツ公園の修繕につきましては、こちらにつきましては多目的運動場のテニスコート側の内野部分の整備を行うものであります。

以上です。

上下水道課長 議長。

北川議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは水道事業会計補正予算（第2号）の方をご説明いたします。

北部浄水場の配水池屋上防水改修工事の内容ということでお聞きをいただいておりますので、これにつきましては防水シートの劣化によります貼りかえの改修工事になります。

以上でございます。

北川議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

**鈴木議員** 議第49号、令和元年度豊郷町一般会計補正予算に対する質疑というか、説明をお願いしたいと思います。

庁舎建設費の負担行為として13億2,000万円が上げられました。これを見ますと、令和3年までとなっていますから、スケジュールが今年度から始められて令和3年に終息する予定なのかなというのは見えるわけですが、1つは、いずれ詳しい工程表等が示されると思いますが、この工事請負費で、そのうちで5億2,400万円、施設整備に上げられています。この中身について説明をお願いしたいのと、それからその上に挙がっている管理委託料、これも先ほど説明のあった工事管理費の千何百万のうちの550万の中で、これ、ちょっと、そういうふうにこの予算書を読んでいいのかなどうか、説明をお願いしたいのです。先ほども言いましたが、債務負担行為が今年から3年までということですから概括で結構なんです。大まかな今後の進行の予定表を、今日のところは全く概括で結構ですので、説明をお願いできたらと思います。

**総務課長** 議長。

**北川議長** 北川総務課長。

**総務課長** それでは鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

今年度補正予算を議決いただきまして、それから入札の作業に入りますと、それから工事に着手して、着手ということで、約40%の着手金ならびに今年度中の工事発生金額が40%という算出をしております。その上の管理料につきましても同じでございます。

また、スケジュールといたしましては順調にいて令和3年中には完成するのではないかとございまして、令和元年度で40%、また、令和2年度では中間支払い、そして令和3年度で完了の最終金額の支払いというふうに考えておるところでございます。ご理解のほど、お願いをいたします。

**北川議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**北川議長** ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第49号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）を予算決算常任委員会に、議第50号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第52号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第53号令和元年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第51号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第54号令和元

年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号を予算決算常任委員会に、議第50号、議第52号及び議第53号を文教民生常任委員会に、議第51号及び議第54号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

ここで暫時休憩したいと思います。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時44分 再開）

北川議長 それでは再開いたします。

日程第28、議第55号平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第33、議第60号平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

北川議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第55号から議第60号までの平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計歳入歳出決算ならびに平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算の認定を求めることについては別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めます。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております平成30年度決算概要ならびに平成30年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきますので、どうぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

北川議長 監査委員の審査の報告を求めます。

佐々木監査委員 議長。

北川議長 佐々木議員。よろしくお願ひいたします。

佐々木監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、4特別会計決算書、水道事業会計決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月7日から8月9日まで各担当課の説明を求め、監査を実施しました。

監査では、各会計決算書および帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では、監査調書（決算審査）に基づき、債権管理について、各種団体への補助金の検証について、委託料の委託内容と費用対効果について、公営住宅・改良住宅の修繕についてを重点的に審査を行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計ともに、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても誤りのないものと認められましたので、まずもってご報告しておきます。

次に、決算内容ですが、まず、本町の財政状況についてですが、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入63億9,562万7,307円、歳出62億2,873万8,485円、差し引き1億6,688万8,822円となり、水道事業会計の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の合計額は、収益的収入1億9,871万6,743円。収益的支出歳2億7,487万2,508円、資本的収入4,147万8,247円、資本的支出1億1,754万492円となりました。また、一般会計では、歳入44億3,718万3,846円、総予算額に対する収入率は96.7%、歳出は42億9,429万8,979円、総予算額に対する執行率は93.6%、差引1億4,288万4,867円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は47.4対52.6となっており、全体としては5億2,394万5,000円の増となっており、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると7.7%増加しております。また、歳出において、人件費・扶助費・公債費の義務的経費は17億805万1,000円で、歳出総額に占める割合は46.7%です。これは前年度に比べ2億1,667万7,000円、14.5%の増となっています。内訳としては、前年度に対して扶助費が1,847万5,000円、人件費が834万4,000円減少し、公債費が2億4,349万6,000円増加したことによるものです。投資的経費は3億3,421万2,000円で、前年度に比べ1億5,120万

円3,000円、82.6%の増となっています。また、本町の財政指標では、財政力指数は0.446と前年度に比べ0.01ポイント上昇しています。

経常収支比率は94.4と前年度に比べ2.5ポイント、経常一般財源比率は95.6で、前年度に比べ0.6ポイント下降していますが、依然硬直化は進んでいます。

次に、税および税外収入の徴収についてですが、平成30年度の税収入・税外収入の滞納額は1億9,938万7,000円で、前年度と比較して328万9,000円減少しており、一定の努力が見られます。そのうち、税収入における滞納は176万5,000円、3.1%減少し、税外収入についても152万4,000円、1.0%減少しています。今後もこれまでの研修・実践を踏まえて全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分については、平成30年度に231万円が執行されておりました。事務処理は適切になされていますが、地方税法等関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても、町の強い姿勢を示して改善するように、一層の検討を求めて報告をしておきます。

22ページからの「むすび」では、本年度の監査で重点を置いた債権管理について、各種団体への補助金の検証について、委託料の委託内容と費用対効果について、公営住宅・改良住宅の修繕について記載しております。時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細についてはご一読を願います。

まず、債権管理については、町税の滞納額は平成30年度に157万5,000円減少し、徴収率も96.7%と、前年と比べて0.6ポイント上昇しており、一定の成果を収めています。国保税の滞納額については前年度に比べて19万円減少し、徴収率は85.4%と前年度に比べて0.6ポイント上昇しています。税負担の公平性を確保する観点からも、今後も徴収率の維持に努力していただきたいと思います。

税外収入においては、下水道使用料、住宅使用料などで滞納額が増加したことから、全体の滞納額が前年度に比べて92万3,000円増加している、それぞれの課での債権回収が進められているが、単独での債権回収には困難が予想されることから、専門特別チームの発足を強く望むものであります。他の項目については、「むすび」の記載をごらんいただきたいと思います。

今回の決算を踏まえ、今後一層健全な財政運営を確立すべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも公

平公正な徴収を一層進めることを求めるところです。また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向けて、町長を先頭に全職員が強い決意のもと一致協力し、積極的な取り組みへと結びつけ、大きな成果を上げられることを強く求めます。

最後になりますが、決算書及び附属書類の提出に当たっては、十分確認を行った上での提出を求め、平成30年度会計決算における監査報告といたします。

北川議長 ご苦労さまでした。

これより、審査意見に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは、平成30年度一般会計の決算書につきまして。

伊藤町長 審査意見についてですよ。

高橋直子議員 ごめんなさい、失礼しました。聞き間違えました。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 先ほど、参考にしていただきたいのが22ページですけれども、不納欠損とか滞納についての意見をここにまとめていただいております。これに関しては町からどのように努力をして、どのように、このような結果になりましたという事例とかが発表されていると思うんですけれども、これを少なくしていくための町の決意のほどを、どう監査委員さんは受け取っておられるかというのをよろしくをお願いします。

佐々木監査委員 議長。

北川議長 佐々木議員。

佐々木監査委員 監査委員会として、職員のそれぞれの心構え、それからふだんの努力、そういうものを聴取いたしました結果、ふだんからやはり努力する前向きな姿勢というものがうかがえましたので、今後とも努力してほしいというようなことで、私たち監査委員として職員にお願いをしたところでございます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 つまり、監査委員さんは、数値、数だけの報告を受けたということなんですか。例えばこういう事例がありまして、職員がこのように取り組んだら減りました。しかし増えてますというような事例の提示があったのかどうかをお願いします。

佐々木監査委員 議長。

北川議長 佐々木議員。

佐々木監査委員 先ほども申しましたように、職員のふだんの努力、それは1個1個のケースもございまして、全体的に滞納を減らしていく、その努力の状況を伺いましたので、私たちとしては数字で判断することも必要であろうということも含めて監査報告といたしました。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは歳入歳出決算につきまして、まず一般会計の部をお願いします。

町税についてですけれども、不納欠損とか収入未済があります。これに関して数値の報告はありましたけれども、30年度、どのような取り組みをして、効果があったとか、効果がなかなか見られないという具体的な説明をお願いいたします。そして、滞納の繰り越し分につきましては、該当の方に親切、事情をよく聞く姿勢とかが大事だと思うんですけれども、そういう中身が知りたいという意味の今の発言です。

北川議長 高橋議員、的確に。

高橋直子議員 わかりました。それでは、27ページのドリームバス運転手の賃金がここに上がっているんですけれども、町の場合、ドリームバスの運転手とか、いろいろな、幼稚園の運転手とか、いろんな運転手さんがいらっしゃると思うんですけれども、これは同じ算定のもとにこのような数が上がっているのかというのをお願いします。

続きまして、じんあい処理費についてお聞きします。委託料がありますけれども。

北川議長 高橋議員、ページ数を言ってください。

高橋直子議員 一般会計の52です。委託料、一般廃棄物収集運搬処理業とあるんですけれども、これは入札で行っているのか、1つの業者になっているのか、どういう形で選ばれているのかをお願いします。

続きまして、教育費に移ります。71ページです。報償費、講師謝金とありますけれども、この内訳をお願いいたします。

続きまして、議案第233条、失礼しました。介護保険事業につきまして、これはお聞きします。ページ数、188から始まっていますね。介護保険について、この30年度の決算で入所待ち43人とありましたけれども、何人が希

望されていて43人残になったのかをお願いいたします。そして、同じく施設入所、特養、介護療養施設の各人数は把握したんですけども、施設とか、こういう事業について希望する人がどの程度すくわれているのかというのをお願いいたします。

以上です。

総務課長 議長。

北川議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の27ページ、ドリームバスの運転手の報酬についてのご質疑でございますが、そのとおりでございます。

税務課長 議長。

北川議長 中山税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

不納欠損の先ほどのお話なんですけど、執行停止というものを先にかけて、その時には事情等を十分聞きまして、お支払いができない行方不明の方や、例えば生活保護に入られてお支払いが困難な方につきましては執行停止をかけた上で、3年後に不納欠損を落とす形になります。その中で、3年間、生活事情の方も十分調査しまして不納欠損に至っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

住民生活課長 議長。

北川議長 住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

じんあい処理費の委託料ですけども、これにつきましては入札などによりまして、金額が低ければよいというものではございませんでして、確実に町内のごみを処理していただく業者を選んでおりますので、随意契約で行っております。

以上です。

教育次長 議長。

北川議長 住民生活課長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

71ページ、講師謝金の内容ということなんですけども、こちらにつきましては豊郷町健康推進委員さんに食育の講習をしていただいた講師謝礼、あるいは理科観察実験支援員さん等への支援のお礼、あと、夏休みに学生チューターさんという、学習の補習みたいなのをやっているんですけども、それに対する学生さんへのお礼、以上でございます。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員のご質疑にお答えいたします。

介護の待機者の数字の43名の内訳ということですが、一応3月時点、隔月ごとに時点時点で入所希望者の方を拾いますので、その方々がいつのタイミングでどの施設へ入れたかというのはうちの方では把握はしておりませんので、タイミングが、この3月時点で43名という把握しかしておりませんので、ご了承のほど、よろしく申し上げます。

あと、希望される施設に入れたかどうかというのは、どこの施設を希望されているというのは本来うちの方で把握すべき情報ではありません。基本的に施設の方に希望を出されて、その希望されている施設の方にうちが確認をとって、何人待っているという情報のとり方をしておりますので、その方々がどこの施設にどれだけ希望が通ったかといわれましても、うちの方で施設入所希望というのをとりませんので、うちの方では把握しておりませんのでご了解の方よろしく申し上げます。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは、介護保険の関係の再質問をさせていただきます。

できたら、近いところで、身内の方が負担なく、できるだけ回数を多く施設訪問等ができるというのがベターかと思うんですけども、役所としてはつかみようがないということでしたけれども、だんだん介護保険の内容が厳しくなって、町内の病院から移るときに、いろいろな審査の中で、とても遠いところに行かざるを得ないんだとかいうのが聞こえるんですけども、そういうのも全く、情報として町はつかみようがないということになるんでしょうか。

それから、滞納に関しては努力しているとおっしゃいましたけれども、いわゆる納税相談の件数が何件くらいあったかというのを教えてください。

医療保険課長 議長。

北川議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員の再質疑の方にお答えさせていただきます。

希望される施設に入所できるかどうかということにつきましては、当然、施設の空きの状況もございますので、特に特別養護老人ホームにつきましてはかなり空きがないという状況もありますし、あと、本人の所得に応じてユニット

型であったり多床型であったり、入所できる施設が異なりますので、そちらの方につきましては人それぞれの事情がありますので、入所希望者全ての情報をうちの方で把握して、どこの施設に案内するというのは本来行政がやるべきではなく、ケアマネさんのお仕事になりますので、ケアマネさんの方で把握していただいて、入所の方は順次進めていただいていると把握しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

税務課長 議長。

北川議長 中山税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

納税相談回数なんですけど、随時納税相談は受け付けており、正確な回数というものは取り扱っていませんが、1週間のうちに5回ぐらいは最低やっております。それで、最終的に納付成約まで結びついたのは、平成30年におきましては120件ほどありますので、ご理解のほどお願いいたします。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第55号一般会計決算認定について質疑をいたします。

56ページ、観光費の13委託料について説明を求めたいと思います。まず1点は、決算では現計予算額が391万1,000円になっているんですが、30年度の当初予算は387万9,000円で、3万2,000円の齟齬がありますが、私がどこかで多分見落としているんだろうと思うんですが、この3万2,000円、どこかで補正をされたのか、ちょっとよくわかりませんが、この違いの説明をお願い申し上げたい。

もう一度申し上げますが、決算の現計予算額が391万1,000円になっていますが、当初予算の予算額は387万9,000円になっておりまして、3万2,000円の違いが生まれていますが、多分、私がどこかで見落としたんだろうと思うんですが、この3万2,000円の違いについて、どこかで補正をされていたのか、説明をお願いしたい。

それから、不用額が100万7,017円あるんですが、当初予算ではインバウンド宿泊体験ツアー委託料が100万計上されていますが、決算書にはそのインバウンド宿泊体験ツアー委託料の100万円が記載されていないので、おそらくこの100万7,017円のうちの100万は、このインバウンド宿泊体験ツアー委託料の100万ではないかと思われるんですが、説明をお願いし

たいと思います。

であれば、3つ目ですが、平成30年度当初予算主要施策の概要のところ、主要施策として地域創生インバウンド事業が掲載をされていましたが、決算認定に附属資料として提出をされました主要施策の概要の中には、その部分が記載されていませんが、その記載をされていない理由について、3点、まず説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、決算額で391万1,000円で、当初では387万9,000円、3万2,000円の違いをとということですが、申しわけございませんが、今現在把握しておりませんので、今度予算決算委員会の場で明らかに、報告させていただきたいと思います。

あと、インバウンド事業につきましてですけども、予算額と支出済額で100万7,017円の差で、これは何かということなんですけれども、こちらはインバウンド事業で支出していなかった部分でございます。その件につきましては、インバウンド事業につきましては28年、29年で施設の整備とツアーの造成について取り組んでまいりましたが、29年には委託会社とか、まちづくり実行委員会、また、改造プロジェクトの方々と毎月会議をして、事業の実施に向けて協議をしてきましたが、平成30年度も継続して、ツアーの造成も考えておりましたが、外国人の方が宿泊に至るまでのツアーの造成の難しさとインバウンドとしての観光資源の活用、また、外国での「豊郷」という観光地としての認知などを考えると、インバウンドとしての事業がなかなか進めることができなかつたということで、予算では100万円上げさせていただきましたが、事業として実施できなかつたということでございます。

以上です。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 大事な部分は後にしますが、私が言っているのは、1つは当初予算の主要施策の概要に上げたものが執行しなかつた。しかもそれは、なぜ執行できなかったのかということも含めて、事業を執行しなかつたことを私が指摘しているんじゃないんですよ。これは決算ですから、当初予算に上げた事業が、なぜ執行できなかったのかについては、きちっと附属資料の、この主要施策の事業の中には挙げるべきではないかと。この点について、今、課長は同じ答弁をされ

たんですが、今年の2月定例会で質問をしているんですよね、私。そのときは、事業執行の状況を見て、不用額を落としていくということだと、その時に私はこういう質問をしたんです。その分は、町長の方からも精査だという答弁がありました。そのとおりだというふうに私も申し上げていますが、では、執行しなかった100万円分を落とすべきではないかというふうに私が質問をいたしました。課長は今おっしゃったのと同じことを説明されているんですが、まだ3月まで期間がありますので、この中で何かできるものがあつたら取り組みたいと思っていたので落とさなかったんだと、こう説明されているんですよ。これはこれでいいと思うんです。課長がそういう判断をされたんだつたらね。削らなかつたのは何とか仕事を頑張りたいということ。ところが結果としては、今もおっしゃいましたけど、できなかつたわけです。それはそうです。そのことを申し上げている。じゃあそれは、決算ですから、やはり当初予算が、同じことを繰り返しますが、なぜできなかつたのかということとはきちっと挙げるべきではないですか。私の質問は、私はそう思うんですが、なぜそれを掲載しなかつたのかということをお聞きしたんです。理由じゃなしに、掲載しなかつた理由をお聞きしたんです。質問の意味わかっていただけますか。1点はそれでいいですか。質問の趣旨がわからなければもう一度ここで申し上げますが、事業をしなかつたことを言っているのではないと言っているんです、繰り返しますが。2月定例会では、3月までに何かできることがないか頑張りたいとおっしゃった、結構なんですよ。そして、結果できなかつたんだから、で、当初予算に上げたものはやはり、決算の附属資料でも不執行じゃないですか、0円、不執行でもいいと思うんです。それは仕方ないと思う。じゃあ、それはきちっと決算には挙げるべきではないかということをお願いなんです。それを挙げなかつた理由は何なのかということをお聞きするわけです。

で、3万2,000円の差額については把握してないとおっしゃいました。これは少し重要な回答だと思います。財務規則にも違反するんじゃないですか。主幹課長は、当課が所管する事業についてちゃんと予算を調整し財政主幹課長に提示しなければならないというふうに財務規則に書かれていますよ。ご存じだと思いますが、しかし、私が今日指摘するまで3万2,000円を把握してないというのであれば、これは決算書に、間違っているということになりますよ。これは非常に大きな問題になるんですが、決算書を把握していないというという答弁でしたから、だから決算書が間違っているということになります。どうされますか。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、インバウンド事業につきまして、なぜ決算で上げなかったのかということになんですけれども、予算執行、今してなかった部分に対して、決算書で上げるやり方を僕がちょっとわからなかったもので、ここは上がってない理由です。

また、今の3万2,000円につきましては、今すぐ、ちょっと把握できてないんで、先ほど申し上げました、この3万2,000円についてはまた調べて、予算決算常任委員会で報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

北川議長 鈴木議員。

鈴木議員 予算委員会に提案されて、では、2つ求めたいと思いますが、事業を執行しなかった部分の記載の仕方がわからなかったというのは答弁にならないと思うんですが、いずれにしてもそれはいいですけど、なぜ記載をしなかったのかというその理由と、できれば、追加資料として附属資料の中に追加をお願いすることを求めたいと思います。1つは。

2つは、3万2,000円の、ここについて、なぜ見落としていたのか。私が指摘するまで気がつかなかったということですよ、今日。本来なら、今日でいえば、私の指摘が間違っているというふうに指摘をしていただきたいんですが、課長がわからないという答弁ですから、なぜわからなかったのかということも含めて、文書で予算委員会に。非常に重要な問題ですから、決算の間違いですから文書で提出をお願いしたいと思いますが、これは課長に答弁を求めたらええのか、総務課長か、主幹課長に答弁を求めたらいいのか分かりませんが、答弁を、回答をお願いします。

産業振興課長 議長。

北川議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

主要施策の概要等の決算に上がっていないことを附属資料として添付するというんですけど、今からこれが附属資料として提出できるものか、ちょっと僕もわからないんですけど、もし、できるものならば提出させていただきたいと思います。また、今の3万2,000円の違いについての文書での回答ということですが、そちらについてもちゃんと確認してから、ちゃんと報告の方をさせていただきたいと思います。それが文書でできるようでしたら、文書で

報告の方をさせていただきたいと思います。

以上です。

北川議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

北川議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第55号平成30年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第56号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第58号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第59号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第57号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第60号平成30年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

北川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号を予算決算常任委員会に、議第56号、議第58号及び議第59号を文教民生常任委員会に、議第57号及び議第60号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今期定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付された請願文書のとおりであります。日程第34、請願第3号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である高橋直子議員の説明を求めます。

高橋直子議員 議長。

北川議長 高橋議員。

高橋直子議員 それでは請願書の文案を読むことで、皆さんに提案をさせていただきたいと思っております。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出を求める請願書です。

唯一の戦争被爆国であるわが国が、核兵器禁止条約に署名・批准することを願ひ、意見書採択を求めます。

請願の理由です。2017年7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が122か国、国連加盟国の3分の2の賛成で採択されました。核兵器禁止条約はその前文に、被爆者の苦難を心にとめると盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、

実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じ、さらに現在の核保有国が条約に参加し、段階的に禁止へと向かうことのできる道も開かれており、人類史上初めて核兵器を違法化する画期的な内容であります。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶をする条約を全ての国に求める被爆者国際署名には日本の自治体の54%に当たる1,788、これは2019年1月11日現在です。市町村の市長が賛同している世界の163か国、7,785都市が加盟する平和首長会議も核兵器禁止条約の締結を求め取り組みを進めています。

2019年の長崎平和宣言にあるとおり、安全保障上核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなる。核兵器禁止条約が国連で採択された今、改めて核兵器と人類は共存できない、この真理を肝に銘じ、核兵器のない世界に向け邁進しなければなりません。

政府は今こそ核兵器の悲惨な体験を持った唯一の戦争被爆国である日本が、条約締結の先頭に立つべきであります。よって、以下の事項を実施するよう強く要望いたします。

1つ、唯一の被爆国としての核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

2つ、それまでの間は、オブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出する。

以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

北川議長  
議員  
北川議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

なし。

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第92条の規定により総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表のとおり審議されるよう、よろしくお願い致します。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時37分 散会)